

2021

～職場内で掲示・回覧願います～

12月

協会けんぽ 福島 通信



制度改正のお知らせ

全世代対応型の社会保障制度の構築を目的に、令和4年1月から次のような制度改正が予定されています。

①傷病手当金の支給期間の通算化

支給期間は現行、支給開始から起算して1年6か月を超えない期間とされているが、治療と仕事の両立の観点から、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化（1年6か月まで）を行う。

②任意継続被保険者制度の見直し

任意継続被保険者の保険料の基礎算定の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

詳細は、次回にお知らせいたします。

退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険は…

協会けんぽの任意継続 国民健康保険 ご家族の健康保険(被扶養者) の3つ!

協会けんぽの任意継続に加入するには

退職後も引き続き、協会けんぽの健康保険に加入するためには、次の条件を満たすことが必要です。

- ①退職までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- ②資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

添付書類について

- 任意**
- ①または②のいずれか
 - ①退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、健康保険被保険者資格喪失届の写し等
 - ②任意継続資格取得申出書の健康保険資格喪失証明欄（事業主記入用）への記載
 - ※上記の書類のうちいずれかを添付いただきますと、保険証の早期発行（1週間程度）が可能となります。添付がない場合は、日本年金機構から資格喪失記録の提供を受けてからの発行（2～3週間程度）となります。

- 必須**
- 被扶養者となる方がいる場合は必須となる添付書類がございます。
- 収入が確認できる書類
 - 年間収入が「130万円未満^(注)」であることが確認できる所得証明等
 - ※16歳未満の場合、添付書類を省略できます。
 - ※学生でも16歳以上の方は、非課税証明書等の収入が確認できる書類の添付が必要です。

(注) 認定を受ける方が60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が「180万円未満」になります。

そのほか在職時に扶養でなかった方が扶養となる場合や、本人と被扶養者が別居している場合などは別途書類が必要です。

詳細はこちら



申請書は
ホームページから
ダウンロード
できます!

協会けんぽ 任意継続資格取得申出書

検索

医療費のお知らせを発送します

協会けんぽでは、健康保険で治療を受けられた加入者（被保険者及び被扶養者）の皆様へ、年1回「医療費のお知らせ」をお送りしております。

「医療費のお知らせ」は健康の大切さについての関心を高め、加入者一人ひとりに健康管理の必要性をより一層認識していただくことや、受診状況を確認していただき、医療保険制度の適切な運営に結び付けることを目的としております。

対 象	記載内容
協会けんぽに加入されている被保険者 及び被扶養者	<ul style="list-style-type: none">診療を受けた方の氏名診療区分（入院・外来など）医療機関名診療年月受診日数医療費の額
対象期間	発送時期
令和2年10月診療分から令和3年9月診療分 （令和2年12月から令和3年11月までに、協会けんぽにて受付した医療費情報）	令和4年1月中旬から下旬の予定
通 知 方 法	

事業所にお勤めの被保険者様、またはその被扶養者様の分については、被保険者様のお勤め先を経由してお送りします。

◇ご注意ください

- 通知書には、本人と家族全員分がまとめて印刷されます。
- 全ての診療情報について記載されるわけではありません。（精神科の受診情報や一部の医療機関の受診情報などは記載されません。）
- 医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。

※確定申告につきましては、税務署にお問い合わせ願います。詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

医療費のお知らせに関するQ&A

Q. 医療費のお知らせに記載されていない医療費があるのはなぜですか？

A. 特定の診療科を有する医療機関で受診した場合など、記載されないことがあります。対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いします。

Q. 10～12月に受診した医療費が医療費のお知らせに記載されていないのはなぜですか？

A. 医療費のお知らせの作成には、医療機関から協会けんぽに送られてくる医療費データ（レセプト）が必要になりますが、受診月から協会けんぽに届くまでに3ヶ月以上かかります。確定申告時にご利用いただけるよう、発送に間に合う受診分までを記載しております。10～12月の医療費については、医療機関からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加願います。

Q. 医療費のお知らせが届いていない従業員がいるのはなぜですか？

A. 医療費のお知らせは、主に令和2年10月から令和3年9月までの間に医療機関へ受診された分が記載されていますが、対象期間中に未受診であったり、お知らせの対象とはならない受診（レセプトの内容を審査中など）等については作成されません。医療費のお知らせは、対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

Q. 退職した従業員の医療費のお知らせが届いているのはなぜですか？

A. データ抽出日（令和3年12月上旬）の記録に基づき作成しているため、すでに退職されている方の分も送付されることとなります。恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて協会支部までご返送をお願いいたします。



お問い合わせ：レセプトグループ ☎024-523-3918

納入告知書の請求額や、保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。